

# 『消費税率引上げに伴う乗合バスへの運賃転嫁に関する説明会』

平成 25 年 9 月 26 日 公益社団法人日本バス協会 業務部

公益社団法人日本バス協会では9月24・26日、(一社)日本交通協会大会議室において「消費税率引上げに伴う乗合バスへの運賃転嫁に関する説明会」を開催しました。この説明会には国土交通省旅客課が参加するとともに、両日の会議には関東地区を中心に全国から185名が参加、「乗合バス運賃の具体的改定手続申請書の作成方法等」について学びました。



主催者挨拶をする梶原理事長

主催者を代表して梶原理事長の挨拶を受けた後、国土交通省自動車局高橋課長補佐より、「消費税率引上げに伴う乗合バス運賃への転嫁について」の説明がされました。

今回の特徴は、平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税率の引上げに伴うものであるとして、①普通運賃、②均一制運賃、③回数券、④定期券などの取扱いについて説明がされました。

消費税率引上げに伴う運賃引上げは平成9年におこなわれた以降、運賃引上げがなされていない事から質問が多く出されましたが、高橋課長補佐から丁寧に説明がされました。



説明をする自動車局旅客課高橋課長補佐

## 運賃制度の概要と申請書の作成方法等を説明

乗合バス運賃は同一経済圏にある地域のバス事業者の平均の運賃原価、輸送原単位を当該地域内にあるバス事業者の標準値として、全国21ブロックに分割し毎年集計・算定しています。

船戸常務理事から乗合バス運賃である「標準原価制」の歴史的経過を含めて説明がされました。乗合バス運賃の基礎を学んだ後、川合業務部長より申請書の作成方法として、①申請書の提出要領として、「原価計算書、聴聞資料」の作成など、実務的な説明がされました。

日本バス協会では10月、全国各地で同様の説明会を開催いたします。



熱心に学ぶ参加者

## 【各地域における説明会日程】

10月1日	10月3日	10月4日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日	10月22日	10月22日
東京	富山	北海道	大阪	福岡	松山	愛知	広島	沖縄	沖縄離島

以 上